

令和7年9月30日
えちご上越農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

当組合は、地域農業の発展に貢献し組合員と地域との絆を守り高めることを使命として掲げ、持続可能な農業を育み、豊かな地域社会と健全な経営基盤を確立し、組合員・利用者の皆さまから「信頼され、選ばれ、必要とされるJA」を目指します。

【経営理念（私たちの想い）】

私たちは、協同のこのころのもと農業を発展させ、
豊かな地域社会を実現します。

【スローガン（合言葉）】

このころ耕し、いのち育む

当組合では、この経営理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と安心して暮らせる地域社会の実現に信用事業と共済事業を通じて貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者の皆さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

（※）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。【原則6（注6、7）】

1. 組合員・利用者への最適な商品・サービスの提供

（1）金融商品

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。また、商品数を絞り選びやすさを重視し、運用歴が比較的長く、過去の運用成績が相対的に良好かつ長期投資に適した商品をご提供することで、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成を促進します。また、最善の利益を実現するため、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報などを投資運用会社に提供するなど情報連

携を行います。当該商品を組成する投資運用会社については、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ選定します。なお、当組合は金融商品の組成に携わっておりません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3、6、7）、補充原則 1～5 本文および（注）】

（２）共済仕組み・サービス

けがや病気、火災や自然災害、自動車事故など、日常生活を送るうえで潜んでいるさまざまなリスクに備え、組合員・利用者の皆さまがこれからも安心して暮らしていけるよう「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」とサービスをご提供いたします。

なお当組合は、外貨建て共済などの市場リスクを有する共済仕組みは提供しておりません。

（※）詳しくは、ＪＡ共済連のホームページをご参照ください。

<https://www.ja-kyosai.or.jp>

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）、補充原則 1～5 本文および（注）】

2. 組合員・利用者本位の提案と情報提供

（１）金融商品の提案と情報提供

① 「ご意向確認書」をもとに、組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、リスク許容度・ニーズ等を把握し、目的に合わせて、組合員・利用者の皆さま一人ひとりのライフサイクルに応じた商品をご提案いたします。また、属性・適合性を判断したうえで販売いたします。

【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

② 商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、「重要情報シート」等を活用した明確・平易なご説明により誤解を招くことがないよう、必要な情報をご提供いたします。ご高齢の組合員・利用者の皆さまに投資勧誘を行う場合には、より丁寧なご説明と、適合性の原則に基づく慎重な対応をいたします。

【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

③ 組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料について、組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するように、「ＪＡバンクセレクトファンドマップ」等の各種資材を活用し、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

（２）共済仕組みの提案と情報提供

① 組合員・利用者の皆さまより求められている保障について、関連する公的保険制度などの説明や情報提供を行うとともに、組合員・利用者の皆さまの保障等に関する知識、加入目的、年齢や家族構成、経済状況などを総合的に考慮し、「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」をご用意することで、組合員・利用者の皆さま一人ひとりのご意向に即した最適な商品をご提案いたします。

② 提案説明に際しては、組合員・利用者の皆さまに保障内容を十分ご理解・ご納得いただけるよう専門的な用語などは使わず、「保障設計書」「重要事項説明書（契約概要）」など分かりやすい資材を活用し、丁寧にご説明いたします。

また、契約締結に際しては、「重要事項説明書（注意喚起情報）」「意向確認書」などを活用し、ご加入に関する重要な事項を十分ご説明するとともに、ご満足してご加入いただけるようご意向を確認させていただきます。

③ 特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご提案する内容をご理解・ご納得いただけるよう提案説明から契約締結まで、ご家族の皆さまからのご同席をいただき、丁寧かつご理解いただきやすい説明によりご満足してご加入いただけるよう対応いたします。

④ 共済にご加入いただくだけでなく、ご加入後においても LA（ライフアドバイザー）などによる情報提供や 3Q 活動を通じた保障点検など、きめ細やかなアフターフォロー活動を行い、ライフプランの実現を継続的にサポートしてまいります。

また、共済金のご請求、お支払い、ご加入内容の変更など各種手続きにおいても、正確かつ迅速に対応いたします。

⑤ 共済のご加入にあたり、共済掛金の他にご負担いただく手数料等はありません。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

① 組合員・利用者の皆さまへの商品選定や保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案説明・契約締結などにおいて、組合員・

利用者の皆さまの利益を不当に害することのないよう、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理し、利益相反が生じる可能性があるお取引については、利益相反管理統括部署による定期的なモニタリングを行います。

【原則 3 本文および（注）】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材育成と態勢構築

- ① 研修による指導や資格取得の推進、運用会社等を活用した勉強会の開催等を通じ、資産形成・資産運用、共済仕組み・サービスに精通した誠実・公正な業務を行うことのできる人材を幅広く育成します。
- ② 組合員・利用者の皆さまの金融リテラシーの向上（投資教育）やQOL（生命や生活の質）向上に資する商品・サービスを提供するとともに、組合員・利用者の皆さまのライフプランの実現にお役に立てるよう専門的知識の習得に努め、各種資格取得を奨励するなど、継続した職員教育・育成に取り組めます。
- ③ 組合員・利用者の皆さまから寄せられた「お問合せ、ご相談、ご要望、苦情など」については真摯に受け止め、日々の業務や各種会議等で常に共有し、業務改善やサービス向上につなげていくことで、組合員・利用者の皆さま本位の業務運営を実現してまいります。

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しています。